

告示

埼玉県選管告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年五月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	收容人員
久喜中央コミュニティセンター	埼玉県久喜市久喜中央四丁目七番七号	久喜市長	大集会室 二百人 研修室 1 十五人 研修室 2 三十人 研修室 3 三十人 研修室 4・5 六十人 研修室 6 三十人 創作室 四十八人 和室 1・2 三十人 視聴覚室 七十人 会議室 1・2 六十人 会議室 3 三十人 会議室 4 四十二人 会議室 5 三十六人
青葉コミュニティセンター	埼玉県久喜市青葉一丁目二番地一	久喜市長	会議室 1・2 六十人 会議室 3 二十人 和室 三十人

<p>久喜東コミュニティセンター</p>	<p>森下コミュニティセンター</p>	<p>栗橋中央コミュニティセンター</p>	<p>鷺宮中央コミュニティセンター</p>
<p>埼玉県久喜市久喜東一丁目二七番二〇号</p>	<p>埼玉県久喜市菖蒲町下栢間五四九五番地二</p>	<p>埼玉県久喜市栗橋中央二丁目七番一号</p>	<p>埼玉県久喜市鷺宮六丁目一番四号</p>
<p>久喜市長</p>	<p>久喜市長</p>	<p>久喜市長</p>	<p>久喜市長</p>
<p>集会室 二百人 創作室 三十人 和室1・2 二十人 研修室1 三十人 研修室2 三十人 研修室3 二十四人</p>	<p>講堂 百五十人 第1会議室 三十人 第2会議室 二十人 和室 三十人 工作室 二十人</p>	<p>A101会議室 十人 A102会議室 二十五人 和室会議室 二十二人 研修室 二十二人 ミーティングルーム 七人 体育館 百六十三人</p>	<p>会議室1 四十人 小会議室 二十人 大ホール 二百人 会議室2 三十六人 和室 三十人 創作室 四十人</p>